

ジュニアクラス会員 各位

「特別振替チケット」 配布対象追加のお知らせ

以前よりご案内のとおり休会をされていない状態で3月～5月のレッスンに出席できなかった分は「特別振替チケット」を利用して都合のいい営業日に受講していただいておりますが、新型コロナウイルスの影響で学校の授業時間に変更が生じたことにより登録のクラスへの出席ができなくなった場合についても同様に対応することにいたしました。

例えば、平日の授業数が増え下校時刻が遅くなったためスイミングに間に合わなくなった場合や、土曜日が登校日になった場合などにも今後はご利用いただけることになります。

特別振替チケットの配布はこれまでどおりご家庭からのお申し出制となります。必要な方はフロントでお受け取りください。また、特別振替チケットの利用開始はお休みされた日の翌月以降からとなります。当月中に消化をされたい方は従来通りの振替レッスンのお申し込みとなりますのでお間違いのないようご注意ください。

(登録のクラスを変えるクラス変更や、1ヶ月単位での休会制度もございます。状況に応じご家庭でご判断ください。)

■ 特別振替チケットの配布対象 (令和2年6月13日現在)

1. 休会していない状態で3月～5月のレッスンに出席しなかった分
2. 学校の授業時間変更により出席できない分

※受講の自粛を理由にお休みされた分について6月以降は特別振替チケットの配布は行っておりません。

■ 利用期限 : 令和3年3月30日(火)まで

上記内容が変更になる場合は改めてお知らせします。

【特別振替チケットの利用のしかた】

1. レッスンを受講する当日に必要な事項を記入して受付にてスタッフへ手渡してください。事前申し込みの必要はありません。
2. 安全上、レッスン開始時刻に遅れないようお願いいたします。
3. 受講する時期によってレッスン時刻に変更がある場合がございます。その都度ご確認をお願いいたします。
(7月から土曜日のレッスン時間に変更になっています。チケット裏面に記載の時間と異なるクラスがございますのでご注意ください。)
4. 特別振替チケットには欠席した日を記入いただきますので、いつ休んだかは必ずご家庭で把握しておいてください。
5. 特別振替チケットの利用開始は休んだ日の翌月からです。(7月に出席できなかった分は8月以降にご利用ください。)
6. ジュニアクラスのお子様で通常スクールバスをご利用の方は、代わりに来る日は利用できません。
7. 休会している期間中でも特別振替チケットを利用しての受講が可能です。例えば6月～8月まで休会されている場合でも、その期間中に5月に休んだ分の特別振替チケットを利用して受講することができます。

・フリージュニアクラスの方は特性上振替はありません。

・特別振替チケットの有効期限が令和2年12月26日までと記載のあるものでもそのまま令和3年3月30日までご利用いただけます。